

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 商業帳簿の保存期間

Q：当社は青色申告法人ですが、来月会社が隣町に移転することになり、今は引っ越しの準備で大忙しです。これを機に帳簿書類、伝票等を一部破棄したいと考えています。

そこで帳簿書類を保存しなければならない期間について教えてください。

A：

#### ①商業帳簿とは

経理関係の帳簿は、商法上商業帳簿と呼ばれています。通常は、会計帳簿と貸借対照表、損益計算書、営業報告書および利益処分案とこれら書類の付属明細書が商業帳簿と考えられています。

#### ②会計帳簿とは

会計帳簿は、主要簿と補助簿に大別され、主要簿は、仕訳帳と総勘定元帳に、補助簿は、補助元帳と補助記入帳に区分されます。伝票会計の場合は、伝票がこれらの会計帳簿の役割を果たしています。

具体的には、会社によって呼び方は異なりますが、総勘定元帳、得意先元帳、固定資産台帳などの補助簿、さらに実地たな卸表などの会計に直接関係する帳簿が含まれます。

#### ③保存期間

法人税法上では、7年間（資本金が1億円未満の法人は、特定の書類については5年間）となっています。

商法上は、商業帳簿は帳簿閉鎖の時より10年間保存しなければならないことになっていますので、10年間保存することを心がけてください。

